SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

国土交通省は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。
河川協力団体の活動を通じ、SDGsの目標達成に貢献するとともに、
より良い河川空間の形成を目指してまいります。

岩木川・高瀬川・馬淵川水系

河川協力団体 募集中！



2026

10／14▶▶▶11／20

川を守り
川を育て
川を使う

河川管理者に協力して河川敷清掃の維持等をしてみませんか？

※河川協力団体制度の概要については
「別紙1」をご参照ください。





1　募集区間及び募集機関

青森県内の岩木川・高瀬川・馬淵川水系のうち、国が管理する区間（別紙2参照）

〇岩木川等、馬淵川・・・・・・・青森河川国道事務所
〇高瀬川（小川原湖を含む）・・・高瀬川河川事務所
〇浅瀬石川ダム、津軽ダム・・・・岩木川ダム統合管理事務所

2　募集要項

募集要項、様式等のデータについては、各事務所のホームページから入手できます。

【青森河川国道事務所】
https://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/related/cooperation.html
【高瀬川河川事務所】
https://www.thr.mlit.go.jp/takase/2026_riveradvertise.html
【岩木川ダム統合管理事務所】
https://www.thr.mlit.go.jp/iwakito/infomation/river_cooperation.html

国土交通省　私たちは川の守り人 河川協力団体

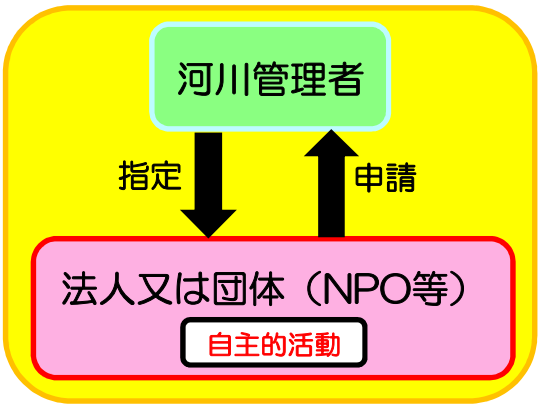
別紙１

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

◆　河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。※許可の簡素化等

◆　河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
　申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆　河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持


河川敷清掃


ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供


船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究


外来種調査


鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発


マイ防災マップづくり


安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体制度のねらいは？

◆　本制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置付けることで、自主的な活動を推進し、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多様な河川管理の充実を図るものです。

■申請に必要な資格は？

◆　申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の８※に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

①代表者が定まっていること。

②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。

③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。

④法人等の構成員（役員を含む。）が５名以上いること。

⑤申請時点において、法人等の設立後５年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。

⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。

⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑧直近１年間の税を滞納していないこと。

⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。

⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）　第33条の８

河川法第５８条の８第１項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

河川法（昭和39年法律第１６７号）　第５８条の８第１項

河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

別紙2

令和8年度 岩木川水系、高瀬川水系、馬淵川水系河川協力団体募集区間について

岩木川水系（国管理区間）

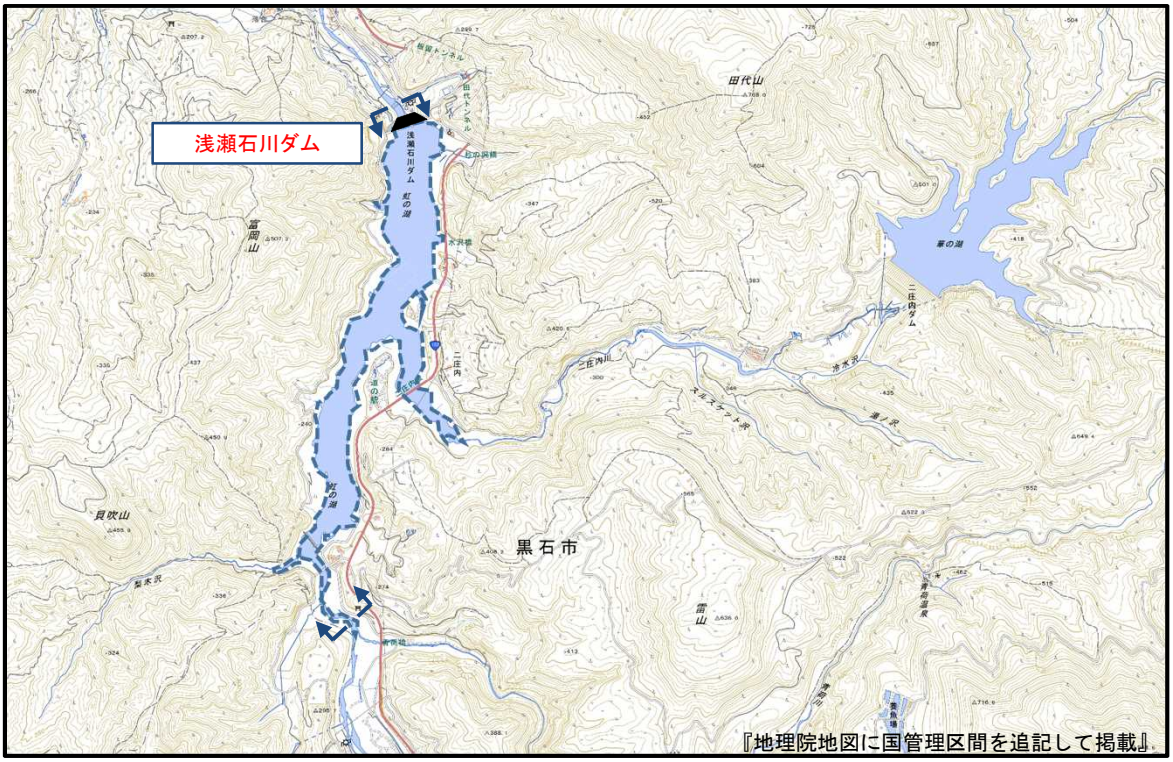
＜青森河川国道事務所管内＞

- 岩木川(十三湖含む)：十三湖河口【0km】～上岩木橋（県道）【69.9km】
- 平川　　：岩木川合流点【0km】～平川第一鉄道橋（JR）【5.9km】
- 浅瀬石川：平川合流点【0km】　～朝日橋（県道）【2.3km】
- 土淵川　：平川合流点【0km】　～大久保橋（県道）【0.6km】
- 旧大蜂川：岩木川合流点【0km】～小友橋（県道）【1.9km】

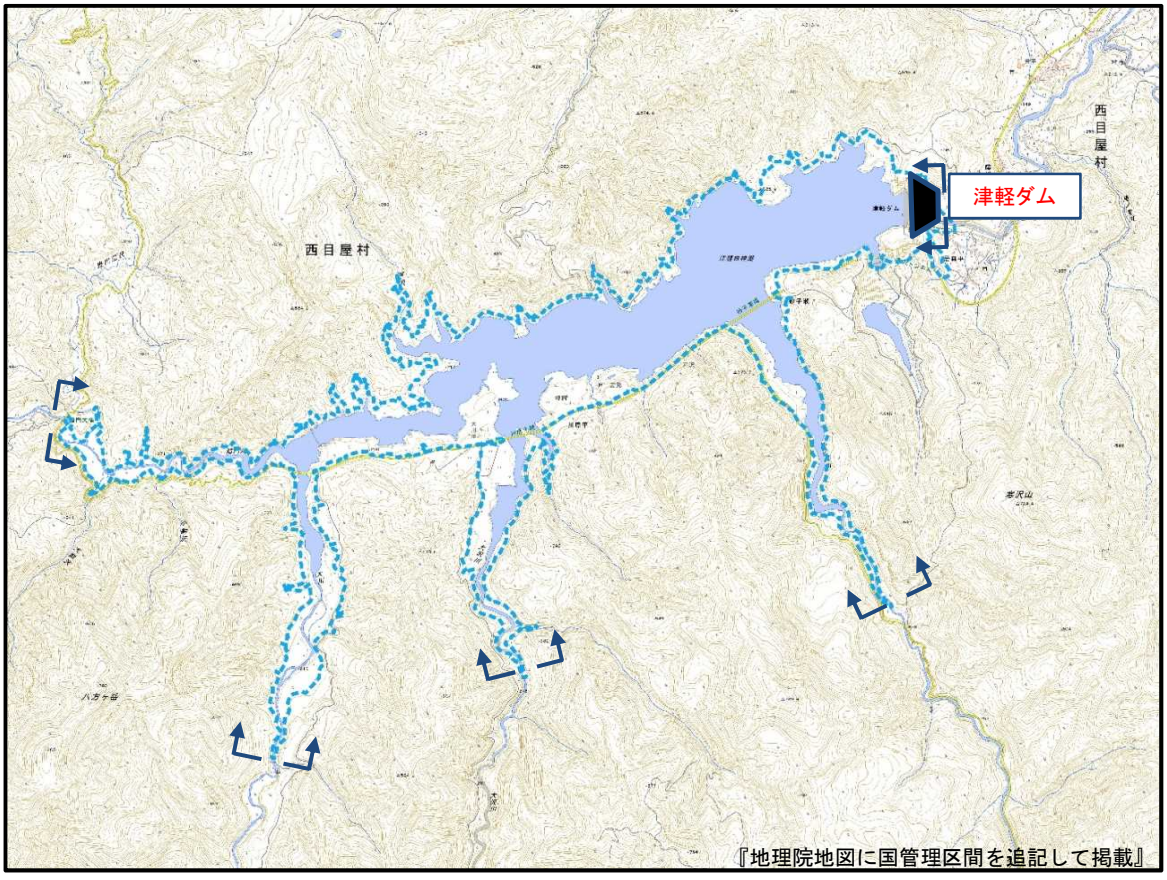


＜岩木川ダム統合管理事務所管内＞

・浅瀬石川ダムの国管理区間



・津軽ダムの国管理区間



高瀬川水系（国管理区間）

＜高瀬川河川事務所管内＞

・**高瀬川**：高瀬川河口【0km】～湖畔橋（東北町大字上野地先）【40.1km】



馬淵川水系（国管理区間）

＜青森河川国道事務所管内＞

・**馬淵川**：馬淵川河口【0km】～櫛引橋（国道104号）【10.0km】

